

平成 26 年 度

健全化判断比率
及び資金不足比率
審査意見書

十和田市監査委員

十 市 監 委 第 56 号
平 成 27 年 8 月 5 日

十和田市長 小 山 田 久 様

十和田市監査委員 高 野 洋 三

十和田市監査委員職務執行者 豊 川 泰 市

平成 26 年度健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された平成 26 年度健全化判断比率及び資金不足比率を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

目 次

平成 26 年度健全化判断比率審査意見書	1
平成 26 年度十和田市水道事業会計 資金不足比率審査意見書	3
平成 26 年度十和田市下水道事業会計 資金不足比率審査意見書	4
平成 26 年度十和田市病院事業会計 資金不足比率審査意見書	5
平成 26 年度十和田市地方卸売市場事業特別会計 資金不足比率審査意見書	6
平成 26 年度十和田市温泉事業特別会計 資金不足比率審査意見書	7

平成 26 年度健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

(1) 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

平成 27 年 7 月 23 日から平成 27 年 8 月 5 日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	健全化判断比率		早期健全化基準	
	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 25 年度
実 質 赤 字 比 率	—	—	12.57 %	12.56 %
連結実質赤字比率	—	—	17.57 %	17.56 %
実 質 公 債 費 比 率	12.2 %	12.7 %	25.0 %	25.0 %
将 来 負 担 比 率	41.1 %	60.1 %	350.0 %	350.0 %

備考 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の欄の「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成 26 年度における実質収支は黒字となっており、財政運営は良好な状況であると認められる。

しかし、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が 90.9%と財政硬直化危険ラインの 90%を超えていることに加え、人口減少による市税収入の伸びは期待できない状況にあり、今後も厳しい財政運営を強いられることが予想されることから、引き続き早期健全化基準を上回らないよう財政運営を行っていただきたい。

② 連結実質赤字比率について

平成 26 年度における連結実質収支は黒字となっており、財政運営は良好な状況であると認められる。

しかし、病院事業においては厳しい経営状況が続いており、下水道事業とともに純損失の計上が続いていることから、今後も早期健全化基準を上回らないよう財政運営を行っていただきたい。

③ 実質公債費比率について

平成 26 年度における実質公債費比率は前年度より 0.5 ポイント低下し 12.2%となっており、早期健全化基準の 25.0%を下回っていることから財政運営は良好な状況であると認められる。

④ 将来負担比率について

平成 26 年度における将来負担比率は前年度より 19.0 ポイント低下し 41.1%となっており、早期健全化基準の 350.0%を下回っていることから財政運営は良好な状況であると認められる。

平成 26 年度十和田市水道事業会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

(1) 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

平成 27 年 7 月 23 日から平成 27 年 8 月 5 日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比率名	平成 26 年度	平成 25 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0 %

備考 表中の「—」は、資金の不足額がないことを表している。

(2) 個別意見

平成 26 年度において、資金不足は発生しておらず、純利益の額は地方公営企業会計基準の見直しに伴い、前年度に比べて 92,651,619 円、率にして 85.3%減少し、15,949,221 円を計上している。

簡易水道事業では引き続き純損失を計上しており、前年度に比べて 10,855,454 円、率にして 13.2%増加の 93,037,379 円と損失が拡大している。

今後、施設の維持管理費や老朽施設の更新費用等の増大も見込まれることから、引き続き計画的かつ効率的な事業経営に配慮されたい。

平成 26 年度十和田市下水道事業会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

(1) 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

平成 27 年 7 月 23 日から平成 27 年 8 月 5 日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	平成 26 年度	平成 25 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0 %

備考 表中の「—」は、資金の不足額がないことを表している。

(2) 個別意見

平成 26 年度において、資金不足は発生していないが、地方公営企業会計基準の見直しに伴い、前年度に比べて 11,982,252 円、率にして 7.1%増加し、179,888,701 円の純損失を計上している。

今後も多額の設備投資が予想されることから、より一層の経営改革に取り組み、中・長期的視点に基づいた計画的かつ効率的な事業経営に配慮されたい。

平成 26 年度十和田市病院事業会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

(1) 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

平成 27 年 7 月 23 日から平成 27 年 8 月 5 日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	平成 26 年度	平成 25 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0 %

備考 表中の「—」は、資金の不足額がないことを表している。

(2) 個別意見

平成 26 年度において、資金不足は発生していないが、地方公営企業会計基準の見直しに伴い、前年度に比べて 1,868,888,752 円、率にして 287.3%と大幅な増加の、2,519,341,538 円の純損失を計上している。

今後も厳しい経営状況が続くと予想されることから、一層の収益の増加と経費節減を図り経営改善を進めていただきたい。

平成 26 年度十和田市地方卸売市場事業 特別会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

(1) 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

平成 27 年 7 月 23 日から平成 27 年 8 月 5 日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	平成 26 年度	平成 25 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0 %

備考 表中の「—」は、資金の不足額がないことを表している。

(2) 個別意見

平成 26 年度において、資金不足は発生しておらず、実質収支で前年度に比べて 4,078,217 円、率にして 26.6%減少し、11,241,196 円の黒字を計上しており、良好な経営状態であると認められる。

今後も資金不足比率の経営健全化基準を上回らないよう事業経営を行っていただきたい。

平成 26 年度十和田市温泉事業特別会計 資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

(1) 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

平成 27 年 7 月 23 日から平成 27 年 8 月 5 日まで

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

比 率 名	平成 26 年度	平成 25 年度	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0 %

備考 表中の「—」は、資金の不足額がないことを表している。

(2) 個別意見

平成 26 年度において、資金不足は発生しておらず、実質収支で前年度に比べて 2,373,895 円、率にして 4,920.7%増加し、2,422,138 円の黒字を計上している。

今後も資金不足比率の経営健全化基準を上回らないよう事業経営を行っていただきたい。